

## 第2章 基本的事項の整理

### 1. 環境関連計画

#### (1) 国

##### 1) 都市の低炭素化の促進に関する法律（エコまち法）

###### ①目的

低炭素型都市の実現に向けた取組の促進を図るため、「低炭素まちづくり計画」の作成及びこれに基づく特別の措置並びに低炭素建築物の普及促進のための措置を講ずることにより、地球温暖化対策の推進に関する法律と相まって、都市の低炭素化の促進を図り、もって都市の健全な発展に寄与することを目的とする。

###### ②概要

###### ●国による「基本方針」の策定【都市の低炭素化の目標】

- ・都市機能の集約化と公共交通機関の利用促進等により、移動等に係るエネルギー使用の削減につながり、高齢者にも暮らしやすい生活空間を創出するまちづくり
- ・建築物省エネルギー性能等の向上、非化石エネルギーの利用促進等により都市のエネルギーシステムを効率化、低炭素化するまちづくり
- ・都市機能の拡散を抑制し、CO<sub>2</sub>の吸収源となる都市のみどりを積極的に保全、創出するまちづくり

###### ●市町村による「低炭素まちづくり計画」の作成【記載事項】

- ・計画の区域（必須）
- ・計画の目標
- ・目標達成に必要な事項
- ・達成状況の評価に関する事項
- ・計画期間

###### ●低炭素まちづくり計画にかかる特別措置

集約促進都市開発事業の認定／駐車施設の附置に係る特例／共通乗車船券に係る特例／公共交通の利便増進のための事業／貨物輸送の共同化のための事業／樹木等管理協定／特定緑地管理機構／下水熱の活用に係る特例／都市公園、港湾の占用許可等に係る特例

###### ●低炭素建築物に係る認定制度の創設

- ・「低炭素建築物新築等計画」の認定により、容積率の緩和や新築住宅の所得税等の軽減の特例を受けることが可能となる。

###### ●各種取組の支援

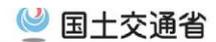
- ・低炭素まちづくり計画作成への支援（国費率1／2）
- ・集約都市開発事業への支援（国費率1／3）
- ・歩道、駐車場等の整備への支援（国費率4／10、5.5／10、1／3、1／2等）
- ・バス交通の確保維持、LRTの整備等への支援（国費率1／2、1／3等）
- ・モーダルシフト等推進への支援（国費率1／2）

- ・エネルギーの供給ネットワークや関連施設の整備への支援（国費率1／2、1／3等）
- ・住宅・建築物の省CO2化への支援（国費率1／2）
- ・都市公園の整備、公共公益施設の緑化等への支援（国費率1／2等）
- ・にぎわい交流施設の整備や太陽光パネルの設置など様々な事業への支援（国費率1／2等）

●平成25年度新規・拡充施策（予算概算要求事項）

- コンパクトシティ形成支援事業の創設
- 低炭素まちづくり計画に基づく取り組みの推進
  - ・集約都市開発事業に対する支援強化
  - ・都市再生整備計画事業の拡充
  - ・都市・地域交通戦略推進事業の拡充
  - ・都市公園事業の拡充

## 「都市の低炭素化の促進に関する法律」の概要



まちづくりに地球環境に優しい暮らし方や少子高齢社会における暮らしなどの新しい視点を持ち込み、住民や民間事業者と一体となって、コンパクトなまちづくりに取り組んでいただくための第一歩として「都市の低炭素化の促進に関する法律」を制定。

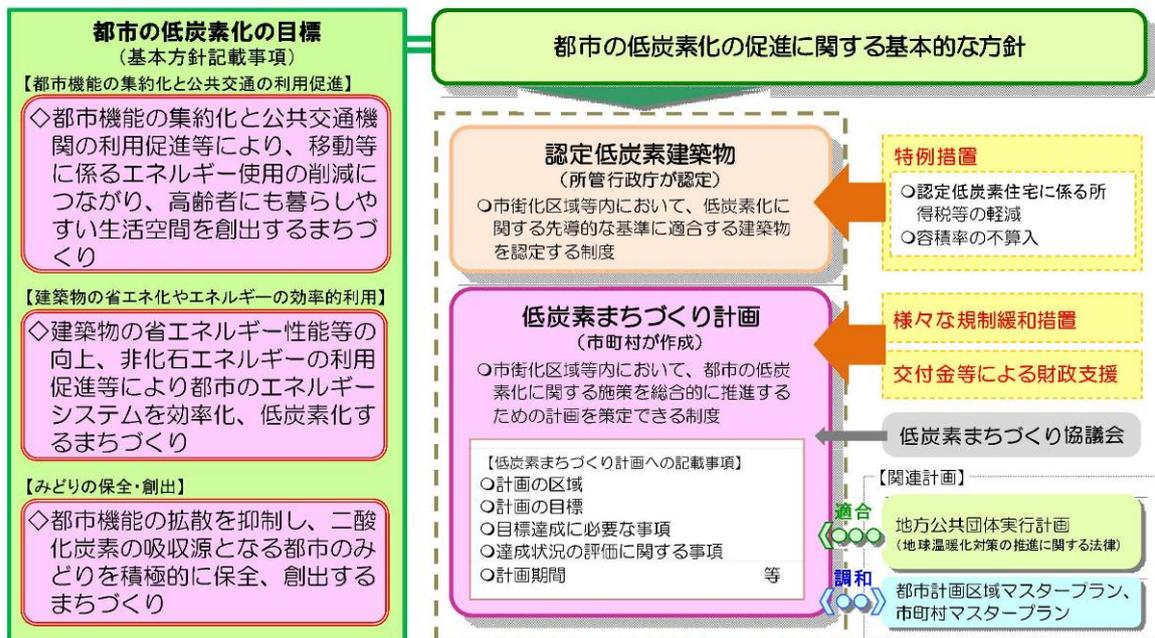


図 2-1 都市の低炭素化の促進に関する法律の概要

資料：国土交通省 HP

## 2) 低炭素まちづくり実践ハンドブック（平成 25 年 12 月策定）

### ①目的

低炭素まちづくりの推進にあたり考えるべき事項や取組の基本的な考え方、低炭素都市づくりに関する対策効果の把握方法、数値情報等の考え方を示し、地方公共団体の取組を支援することを目的としている。

### ②概要

低炭素まちづくりについて「民生部門（家庭、業務等）」、「運輸部門」の2部門に着目した「都市構造・交通分野」、「エネルギー分野」、「みどり分野」の3分野の取り組みを基本として、コンパクトなまちづくりを軸に全ての市民が暮らしやすい持続可能なまちづくりを実現し、同時に都市の低炭素化の実現を目指す。

低炭素まちづくりの実現にあたり、16 の環境対策メニューとその施策例、CO2 排出量の推計方法を示している。

表 2-1 低炭素施策の例

分野	環境対策メニュー	施策（例）
都市構造・交通	(1) 集約型都市構造への転換	①公共施設・サービス施設等の集約地域への立地誘導、②交通拠点への居住の誘導
	(2) 道路整備（走行速度改善）	①環状道路等幹線道路ネットワークの整備、②交差点の立体化、③ボトルネック踏切等の対策、④高度道路交通システム（ITS）の推進
	(3) 自動車交通需要の調整（交通需要マネジメント）	①P&R、P&BR、②トランジットモール、③カーシェアリング、④相乗り、⑤自転車利用環境の整備、⑥テレワーク、⑦モビリティ・マネジメント、⑧駐車マネジメント（プリンジパーキング、駐車場立地コントロール）
	(4) 公共交通の整備	①鉄道、LRT、BRT等の整備、②コミュニティバスの導入、③バス走行空間の整備、④駅前広場等の交通結節点整備
	(5) 公共交通の利用促進	①運賃設定の工夫、②運行頻度の改善、③バス停のサービス改善、④IT技術の活用（ICカードの導入等）
エネルギー	(6) エネルギー負荷の削減	①老朽建築物の面的な建替え、②エリア・エネルギー・マネジメント・システム（AEMS）
	(7) エネルギーの利用効率の向上	①エネルギーの面的利用、②土地利用の複合化（ミクストユース）
	(8) 未利用エネルギーの活用	①清掃工場廃熱、②下水道施設の未利用エネルギー、③河川・海水の温度差エネルギー、④地下水の温度差エネルギー、⑤工場廃熱、⑥地下鉄・地下街からの排熱、⑦雪氷冷熱
	(9) 再生可能エネルギーの活用	①太陽光エネルギー、②地中熱、③バイオマスエネルギー
みどり	(10) 都市計画マスタープラン・都市計画・条例等に基づく施策	①公共交通・土地利用と連動した緑地政策、②グリーンベルト構想、③耕地有効活用、④空闲地の緑地化
	(11) 公園緑地の整備と都市緑化の推進施策	①植樹プロジェクト、②社会・環境貢献緑地評価システム（SEGES）
	(12) みどりの管理・育成施策	①緑陰道路プロジェクト、②市民の森
	(13) 緑税・協力金制度	①県民緑税、②みどり税条例、③緑化協力金、④企業スポンサー
	(14) 大規模な緑地の保全と適正な管理	①自然再生事業、②木質系資源のリサイクルシステム
	(15) 木質バイオマスの活用	①森林管理と木材利用プロジェクト、②森林対策推進と木質バイオマス活用、③木質バイオマスガス化発電事業、④公園・街路樹等の剪定枝等の堆肥・チップ化
	(16) ヒートアイランド現象緩和に向けた都市づくり	①ヒートアイランド対策マップの作成、②「風の道」を活用した都市づくりにおける配慮事項

## (2) 愛知県

### 1) あいち地球温暖化防止戦略2020（平成24年2月策定）

#### ①目的

低炭素社会づくりに向けて、地域として取り組むべき方向性を示す。

#### ②位置づけ

地球温暖化対策推進法第20条の3に基づく「地方公共団体実行計画（区域施策編）」及び県民の生活環境の保全に関する条例第72条に基づく「地球温暖化防止に関する計画」として策定している。

#### ③削減目標

目標年次を2020年度とし、温室効果ガス排出量を1990年度比で15%削減を目指している。

#### ④取組方針

本県の地域特性を踏まえ、4つの取組み方針と重点的に取り組む施策・事業を示すとともに、県民・事業者・民間団体及び行政等の主体別に地球温暖化対策を推進するための役割を示している。

表 2-2 取組方針と重点施策

取組方針	重点施策
<b>日々の暮らし</b> 再生可能エネルギーと省エネ化によるゼロカーボンライフへの挑戦	太陽と自然の恵みを活かすゼロカーボン住宅の普及
	再生可能エネルギー等の利用拡大
	次世代自動車等先進エコカーの導入
	新エネルギー技術の実用化推進とスマートグリッドの先駆的導入
<b>モノづくり</b> 産業・産品の低炭素化の促進	事業活動に伴う温室効果ガスの排出抑制
	「食」をめぐる低炭素化
	業務用建築物の環境負荷の低減
	低炭素社会に貢献する製品供給拡大
<b>地域基盤</b> 低炭素社会を支える都市・地域基盤づくり	歩いて暮らせる集約型まちづくり
	低炭素な地域交通ネットワークの構築
	低炭素な分散型エネルギーシステムの展開
	ヒートアイランド対策 森林整備と県産木材の利用拡大
<b>県民意識</b> 低炭素化への意識・行動変革の推進	CO2の「見える化」
	環境負荷の少ない商品やサービスの購入
	地域における地球温暖化防止活動の活性化と環境学習・環境教育
	産学行政が連携した世界をリードする低炭素地域づくりへの取組

## 2) ヒートアイランド緩和対策マニュアル（改訂版）（平成 22 年 3 月策定）

### ①目的

ヒートアイランド緩和対策の体系化を図るとともに、県民・事業者・市町村や県のそれぞれの役割を示し、都市域での快適な生活環境の維持・創出を図る。

### ②基本方針

平成 16 年 3 月 30 日に国が策定した「ヒートアイランド対策大綱」において 4 つの基本方針が示されている。

#### ●ヒートアイランド対策大綱の基本方針

- ・方針 1：人工排熱の低減（はきだす熱をへらす）
- ・方針 2：地表面被覆の改善（「緑」と「水」をふやす）
- ・方針 3：都市形態の改善（まちのあり方をかえる）
- ・方針 4：ライフスタイルの改善（くらしぶりをかえてみる）

この体系に基づいた具体的な対策事例を紹介している。

表 2-3 対策と主要施策

対 策	主要施策
<b>方針 1：人工排熱の低減</b>	
建築物からの排熱削減	あいちエコ住宅ガイドライン／住宅用太陽光発電施設導入促進費補助金／E S C O 事業／地球温暖化対策計画書／環境対策資金融資制度／C A S B E E あいち
自動車からの排熱削減	低公害車等導入促進費補助金／自動車エコ事業所認定制度／E V ・ P H V タウン
<b>方針 2：地表面被覆の改善</b>	
緑化等の推進	建築物等の緑化その他の地球温暖化の防止措置／あいち森と緑づくり事業① 森林の整備、里山林の保全／あいち森と緑づくり事業② 都市緑化推進事業
道路の舗装方法等の改善	舗装方法の改善
<b>方針 3：都市形態の改善</b>	
水と緑のネットワーク形成	あいち自然環境保全戦略／愛知県広域緑地計画／多自然型川づくり／水辺の緑の回廊
<b>方針 4：ライフスタイルの改善</b>	
ライフスタイルの改善	あいちエコチャレンジ 2 1／県庁さわやかサマースタイルキャンペーン／あいち森と緑づくり事業③ 環境活動・学習推進事業
自動車の効率的な利用	あいちエコモビリティライフ／エコドライブメンバーズクラブ

### (3) 東郷町

#### 1) 第2次東郷町環境基本計画

##### ①第2次計画の目的

第5次東郷町総合計画に掲げられた将来都市像「人とまち みんな元気な 環境都市」の実現を環境面から支援するとともに、将来の望ましい環境増や基本的な目標を設定し、その実現に向けて行動することを目的としている。

##### ②第2次計画の目標年次と対象

第2次計画の期間は、平成25年(2013年)度を初年度とする10年間とし、目標年度は平成34年(2022年)度としている。

また、環境の範囲を「まちづくり、循環、共生」に分類するとともに、町民・事業者・町が一体となって取り組む「協働」についても扱うこととしている。

##### ③将来の望ましい環境像

「自然にやさしいうるおいのあるまち」

将来に引き継ぐ自然や資源を大切にすることを育みながら、再生可能エネルギーの導入の促進などによる低炭素で環境に優しい暮らしをめざした地域社会づくりを進め、住む人が体感できる施策の実施が望まれるとしている。

##### ④基本目標

###### ●健康で元気に暮らせるまち

- ・快適な都市空間の創出

環境への負荷の少ない行動を具現化するため、現在進めている「東郷セントラル地区土地区画整理事業」で先進的な低炭素のまちづくりを進めることが必要

- ・地域に密着した農業の推進

###### ●資源を大切にし、環境負荷の少ないまち

- ・ごみ減量化と適正排出
- ・リサイクルの推進

###### ●緑豊かなうるおいのあるまち

- ・多様な生態系の保全と創出
- ・身近な緑の保全と創出
- ・地球温暖化防止対策の推進

###### ●参画と協働で自立するまち

- ・教育環境・環境学習の推進
- ・参加協力体制の整備

## 2. まちづくり関連計画

### (1) 愛知県

#### 1) 名古屋都市計画区域マスタープラン（平成 23 年 9 月）

##### ①位置づけと目標年次

都市計画法第 6 条の 2 の規定に基づき、県が都市の将来像を明確にし、その実現に向けた大きな道筋を明らかにするものである。目標年次は、平成 22 年を基本年次とし、都市計画の基本的な方向は 20 年後の都市の姿を展望し、市街化区域の規模や都市施設の整備目標などは 10 年後の平成 32 年を目標年次としている。

##### ②基本理念・都市づくりの基本理念

###### 【基本理念】

優しさと逞しさ、ともに備えた都市をめざして  
—人間・自然・産業が調和し多元的に発展する愛知の都市—

###### 【都市づくりの基本理念】

高次都市機能と学術・文化・研究開発機能を擁した、  
世界と交流する環伊勢湾地域の中核都市づくり

##### ③都市づくりの目標（東郷町に関連する項目を抜粋）

###### ●人口動向等を踏まえた住居系市街地の形成に向けた目標

人口や世帯数が増加傾向にある地域においては、鉄道や路線バスなどの公共交通が利用しやすい地区に、地域の特性を活かした新たな住宅地の形成をめざす。

###### ●広域交通体系および公共交通網構築に向けた目標

超高齢化社会への対応として、公共交通網を軸に自家用車に過度に依存しない身近な生活圏を構築するため、交通結節機能の強化により公共交通の利用を促進し、公共交通網の維持・強化をめざす。

###### ●環境負荷が小さく、防災性が高い都市の構築に向けた目標

鉄道駅の交通結節機能の強化による乗り換え利便性の向上や、都市機能の集積によるバス路線網の維持・強化、パークアンドライドの取り組みの促進などにより、自家用車への過度な依存を抑え、公共交通の利用を高める。

##### ④区域区分の方針（東郷町に関連する項目を抜粋）

- ・新たな市街化区域の設定にあたっては、都市機能が複数集積している地域など、既存ストックの活用が可能な地域に、規模の妥当性や都市基盤施設整備の確実性を考慮して新たな市街化区域を適正に配置する。

##### ⑤主要用途の配置の方針（東郷町に関連する項目を抜粋）

- ・住宅地については、自家用車に過度に依存しない身近な生活圏を構築するため、

公共交通が利用しやすい鉄道駅やバス停の徒歩圏、町役場などの徒歩圏を中心に住宅地を配置する。

- ・商業地については、中心市街地や拠点性を要する主要な鉄道駅などを中心に、多様な都市機能の集積を高めて商業機能の充実を図る。

⑥交通施設の方針（東郷町に関連する項目を抜粋）

- ・公共交通結節点の機能強化・充実を促進し、さまざまな交通手段を有効に組み合わせ利用できるようにすることで、公共交通と自動車交通の適切な役割分担を図る。
- ・バスターミナルを都市機能が集積した地域に配置するなど、バス路線間や路線バスと他の交通手段との乗り換え利便性の向上を図る。
- ・市街地への過度な自動車流入の抑制や、公共交通と自動車交通の適切な利用を促すため、パークアンドライドの取り組みを推進する。このため、鉄道駅や主要なバス停の周辺において、駐車施設の整備や確保を促進する。

## (2) 東郷町

### 1) 第5次東郷町総合計画（平成23年3月策定）

#### ①目指すべき都市の姿

「人とまち みんな元気な 環境都市」

第5次東郷町総合計画では、目指すべき都市の姿を「人とまち みんな元気な 環境都市」と定め、車に過度に頼らず、エネルギーを節約し、資源を大切にす、環境に優しいライフスタイルの転換を目指している。

将来人口は、中心市街地の形成などの人口流入施策により、目標年次（平成32年）における町の人口を45,000人と想定している。

将来都市像の実現に向けて、5つの基本目標を掲げている。

#### ②基本目標

目標Ⅰ：健康で元気に暮らせるまち

目標Ⅱ：次代を担う子どもたちの生きる力を育み、交流が活発なまち

目標Ⅲ：参画と協働で自立するまち

目標Ⅳ：安全で環境にやさしいうるおいのあるまち

- ・地球温暖化の防止や環境にやさしいライフスタイルへの転換を進める

目標Ⅴ：産業が活発化し、快適でいつまでも住み続けたいまち

- ・町の産業を活性化し、新たな産業の誘致・育成を進める
- ・魅力ある市街地を整備する
- ・公共交通の利便性を高める

#### ③土地利用構想

町役場、いこまい館、町民会館、総合体育館などの**既存施設の集積する地区**を中心として、周辺の自然豊かな里山環境との調和に配慮し、分散した市街地の求心性を高める**新たな町の中心市街地の形成**を図るとしている。

#### ④基本目標別基本施策

「地球温暖化の防止や環境にやさしいライフスタイルへの転換を進める」として、太陽光発電システムや太陽熱利用温水器などの自然エネルギーの普及促進や、公共交通によるエコモビリティライフの推進を図るとしている。

「町の産業の活性化」として、春木・和合地区内の新しい区画整理事業地で**商業施設の誘致**を図るとしている。

「魅力ある市街地を整備する」として、土地区画整理事業により、**中心核の形成を誘導**するとしている。

「公共交通の利便性を高める」として、**巡回バスの充実と、車に頼らないライフスタイルの転換やエコ通勤などの普及・啓発**を図るとしている。

## 2) 東郷町都市計画マスタープラン（平成 22 年 12 月策定）

東郷町都市計画マスタープランは将来都市像を総合計画と同様に「人とまち みんな元気な 環境都市」とし、都市づくりの目標は3つの課題に対応した目標を定めている。

### 課題 1：東郷町の市街地形態を踏まえた集約型都市構造への転換

- まちな中心核の形成
- 分散した市街地における日常的な生活サービスを提供する地区拠点の形成
- 中心核や地区拠点と市街地間の連携を図る生活交通ネットワークの形成

### 課題 2：東郷の個性を生かした魅力の創出と住宅都市としての居住環境の質的充実

- 旧来の集落地に残る歴史的な資源を生かしたまちづくり
- 名古屋近郊のベッドタウンとしての住宅地の居住環境の向上
- やすらぎとうるおいある環境の創出に向けた水と緑の拠点・軸の形成

### 課題 3：まちな持続的発展を可能とする都市活力の創出

- 水と緑の環境と調和し、本町の活力の源となる新たな産業拠点の形成

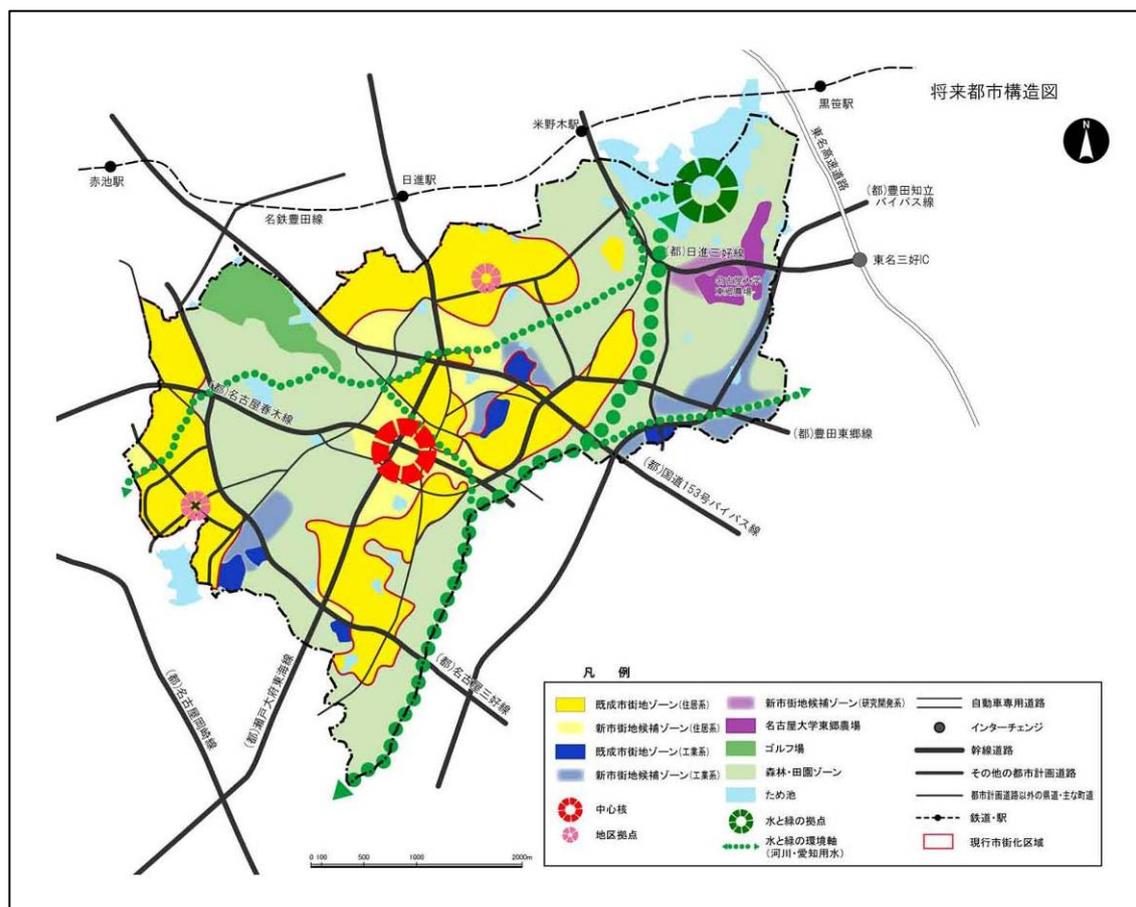


図 2-2 将来都市構造図

資料：東郷町都市計画マスタープラン

本対象区域を含む中部地域は、集約型都市構造への転換を図るため、新たな商業業務機能や娯楽機能、文化・レクリエーション機能等の集積を促進し、町民が集い、楽しむことのできる拠点として、町の中心核の形成を目指す地区として位置づけており、中心核等を生かし、多くの人が集い、ふれあい、交流することで生き生きとしたまちを目指すこととしている。

また、境川、春木川などを「水と緑の環境軸」として位置づけ、誰もが安全・快適に利用でき、町民の健康づくりに寄与する歩行者・自転車ネットワークとしての活用を図り、水と緑のネットワークを形成することとしている。

このような中、想定される人口の増加に対応するため、対象区域については「新市街地候補ゾーン（住居系）」に位置づけられており、町役場をはじめとする「公共公益施設との連携による中心核の形成」を図るため、土地区画整理事業の実施による計画的な基盤整備が求められている。

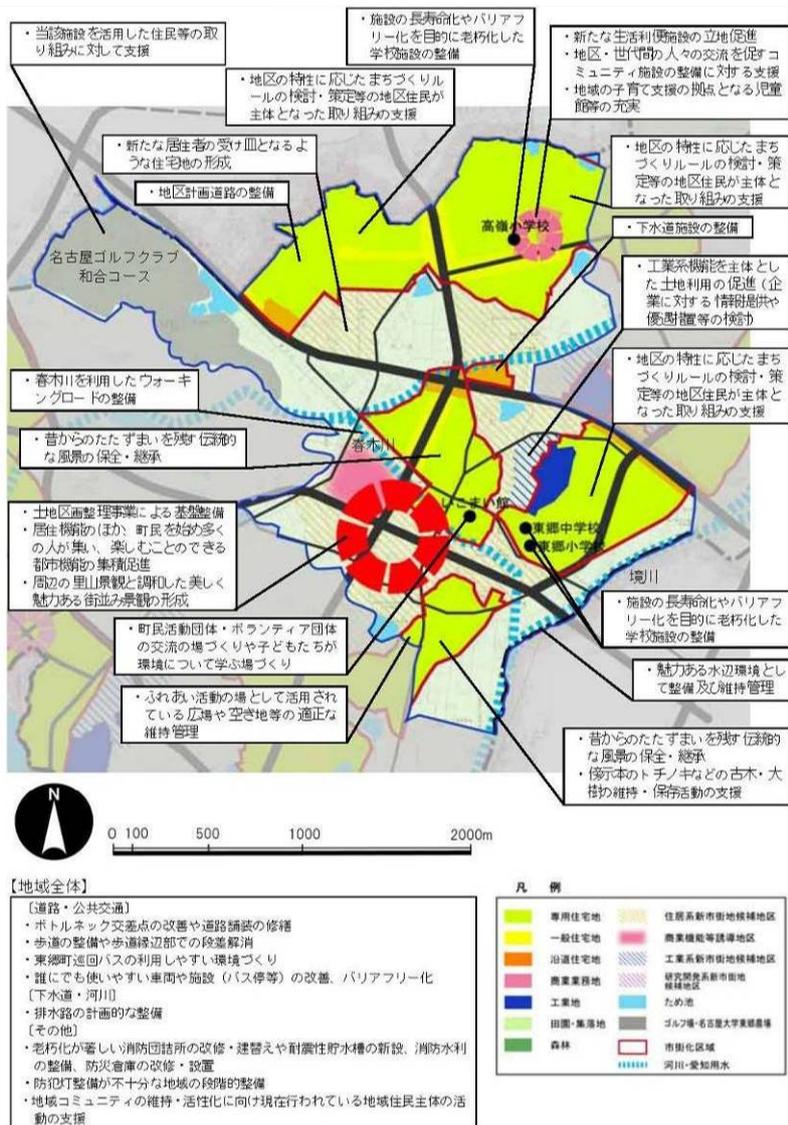


図 2-3 まちづくり方針図（中部地域）



図 2-4 東郷町役場



図 2-5 まちなかの水辺空間（春木川）

資料：東郷町都市計画マスタープラン

### 3) 地域公共交通総合連携計画（平成 23 年 3 月策定）

#### ① 目指すべき将来像

「公共交通が暮らしになじみ、気軽にでかけたくなるまち」

東郷町地域公共交通総合連携計画では、目指すべき将来像を「公共交通が暮らしになじみ、気軽にでかけたくなるまち」とし、4つの基本方針とそれに対応した目標を掲げ、将来像の実現を目指している。

#### ② 基本方針と方針に対応した目標

##### 基本方針 1：広域的な公共交通ネットワークの形成

- 目 標：●バス交通による広域連携を見据えた、段階的公共交通ネットワークの形成
- 名古屋都市圏における放射軸（鉄道・路線バス）相互の連携
  - 周辺市とのコミュニティバス相互の連携

##### 基本方針 2：バス交通が撤退した地域における鉄道駅等へのアクセス利便性の向上

- 目 標：●路線バスが撤退した地域への対応
- 路線機能の明確化と路線機能に応じたサービス水準の確保

##### 基本方針 3：まちづくりと連携した利用しやすい公共交通ネットワークの形成

- 目 標：●周辺市と連携したじゅんかい君の充実による公共交通が利用しやすいまちの創出
- 中心核・地区拠点の形成及び都市活力の創出を支える公共交通ネットワークの形成
  - じゅんかい君を活用したまちづくりの創出
  - 高齢者の進展や環境に配慮したバスサービスの提供

##### 基本方針 4：利用者増による持続可能な公共交通体系の確立と維持・活用

- 目 標：●住民が主体となった地域公共交通体系の確立と維持・活用

#### 【公共利用促進計画】

公共交通利用促進計画として、以下の施策が掲げられている。

#### ① 公共交通の利用を促進する施策

- 利用者目線によるわかりやすい情報の提供
- 利用促進を誘導する施策等の展開
  - ・サイクル&バスライド駐輪場及びパーク&バスライド駐車場の整備 等
- 地域づくりと一体となったバスの愛着を高める方策の展開

#### ② 交通行動の変容を促進する施策

- バス路線の再編計画に基づく段階的な試行運行と連動した住民を対象としたモビリティ・マネジメントの展開

### 3. 東郷町の概況

#### (1) 位置

東郷町は、中部圏の中核である名古屋市と産業の中心である豊田市の間に位置し、北は日進市、東はみよし市、南は豊明市、刈谷市、西は名古屋市に接する。

東西約 4.7km、南北約 7.0km、面積 18.03km<sup>2</sup> となっている。

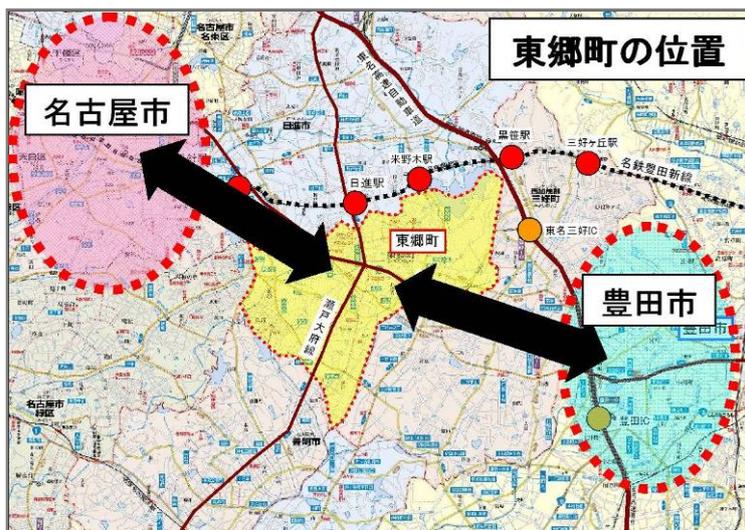


図 2-6 東郷町の位置



図 2-7 東郷町の中心部の状況

## (2) 気象

東郷町が属している愛知県は、太平洋岸気候区に分類され、夏は高温・多雨、冬は小雨・乾燥が特徴である。過去10年間の平均気温は15.9度、平均年間降水量は1,475mmである。

その他の気象の特徴を以下に示す。

### ●気温

- ・過去 32 年間（1980～2011 年）で8月の日最高気温は約 4 度上昇、日平均気温は3 度上昇している。

### ●風向・風速

- ・風向きは春木川にほぼ並行している。
- ・平均風速は約 4 m（地上高 30m）で、風力発電を設置するには弱い。

### ●雨量

- ・過去 32 年間の年間の降水量の平均値は約 1,450 mm と全国と比較しやや少ない。
- ・過去 32 年間の1日当たり最大降水量の平均値は約 100 mm、1時間あたりは約 30 mm となっている。なお概ね 10 年間に1回の割合で1時間あたり約 50 mm の降水量が出現している。

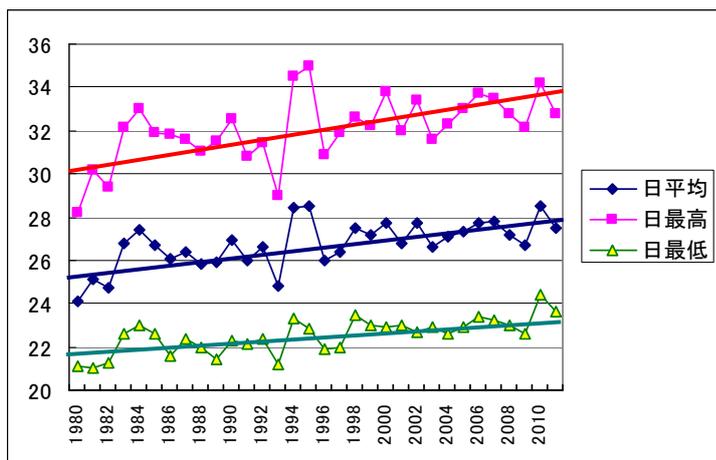


図 2-8 過去 30 年間の 8 月の気温の推移

資料：気象庁アメダス（観測点：豊田）

表 2-4 過去 30 年間の降水量の推移

年	年間降水量 (mm)	1日最大 (mm/日)	1時間最大 (mm/時間)
1980	1,243	65	38
1981	1,377	74	17
1982	1,665	107	37
1983	1,499	175	58
1984	870	80	31
1985	1,486	119	24
1986	1,276	69	22
1987	1,126	58	35
1988	1,319	114	20
1989	1,884	184	40
1990	1,539	69	33
1991	1,747	141	27
1992	1,297	59	19
1993	1,659	71	28
1994	884	110	22
1995	1,382	75	26
1996	1,180	95	26
1997	1,406	109	37
1998	1,833	68	38
1999	1,500	112	53
2000	1,582	217	61
2001	1,231	89	21
2002	1,073	103	23
2003	1,768	81	48
2004	1,608	104	24
2005	974	84	29
2006	1,529	116	24
2007	1,414	90	32
2008	1,410	78	37
2009	1,734	109	32
2010	1,711	62	37
2011	1,666	80	33
平均	1,433	99	32

資料：気象庁アメダス  
（観測点：豊田）

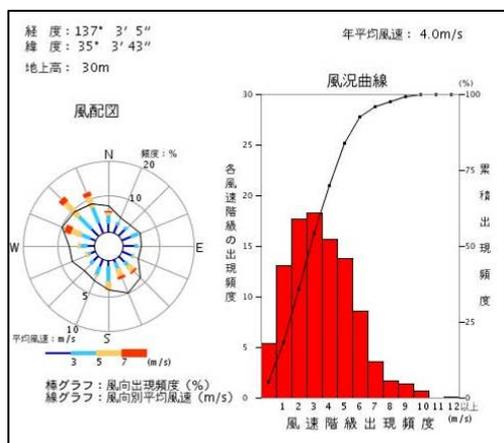


図 2-9 風配図

### (3) 人口・世帯数

平成 25 年 9 月末時点の人口（住民基本台帳より）は 42,208 人で年々堅調に増加している。合わせて世帯数も増加していることから、1 世帯あたりの人数は年々減少傾向にあり、少子化・核家族化が進んでいる。平成 17 年から平成 22 年にかけての人口増加率は 6.3% で、県内で 7 位と高い水準となっている。

平成 22 年の高齢化率（全人口に対する 65 歳以上の人口の割合）は、17.7% で年々増加傾向にあるものの、全国平均（23.0%）、愛知県平均（20.3%）より下回っている。また、5 歳階級別人口では 30 歳代の子育て世代が最も多くなっている。

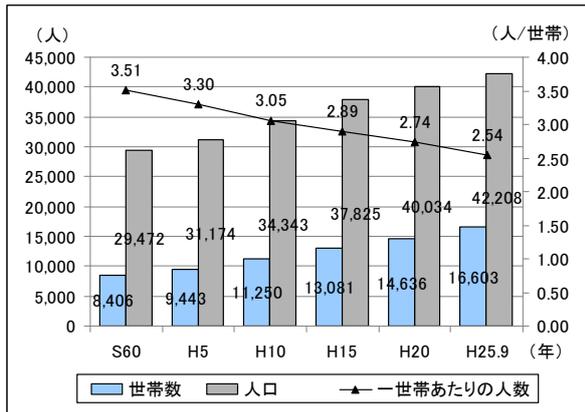


図 2-10 人口・世帯数・世帯あたり人数の推移  
資料：各年住民基本台帳

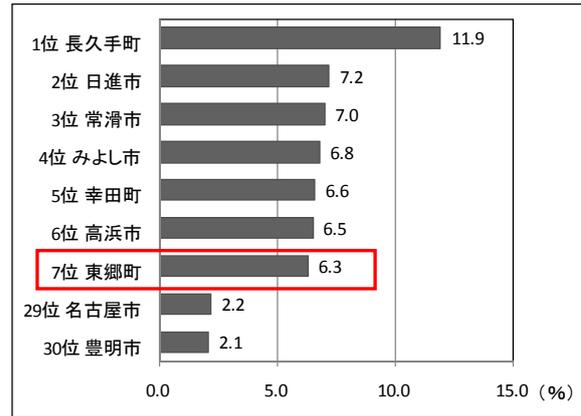


図 2-11 平成 17 年から平成 22 年の人口増加率の比較  
資料：国勢調査

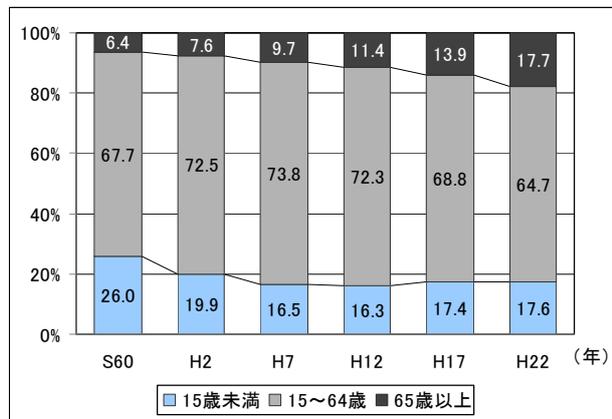


図 2-12 高齢化率の推移  
資料：各年国勢調査

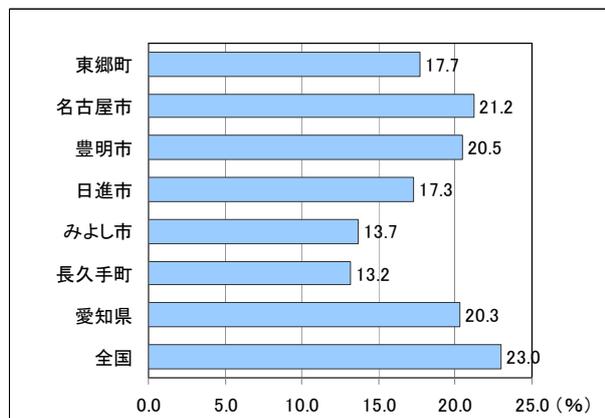


図 2-13 平成 22 年の高齢化率の比較  
資料：各年国勢調査

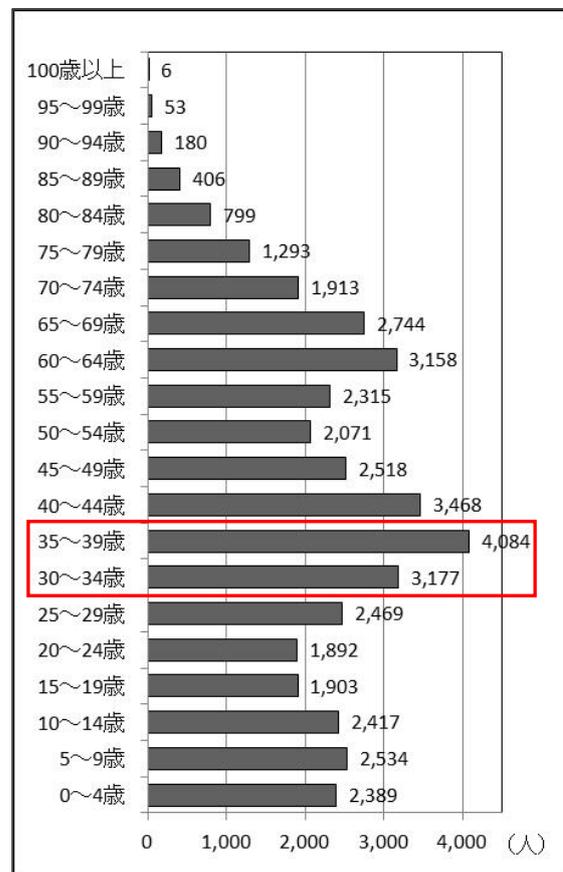


図 2-14 5 歳階級別人口（平成 22 年）  
資料：平成 22 年国勢調査

#### (4) DID (人口集中地区)

昭和 60 年に北部の和合ヶ丘地区・白鳥地区の約 110ha が DID 地区 (人口集中地区) になって以来、DID 面積は年々増加し、平成 12 年には南部の春木台地区、平成 17 年には西部の部田山地区が DID 地区となり、平成 22 年には約 333.0ha に拡大している。

町内の土地区画整理事業実施済地区に DID 地区が分布している。

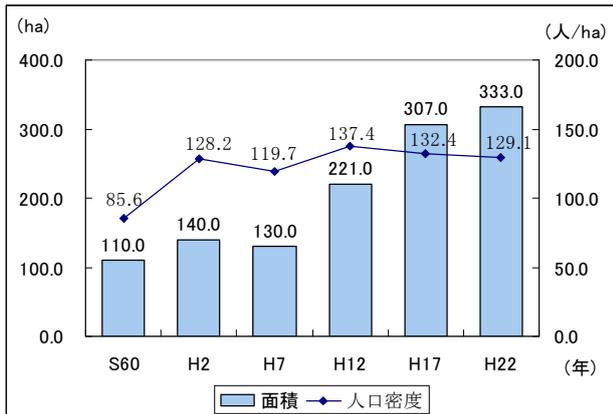


図 2-15 DID 面積・人口密度の推移

資料：各年国勢調査

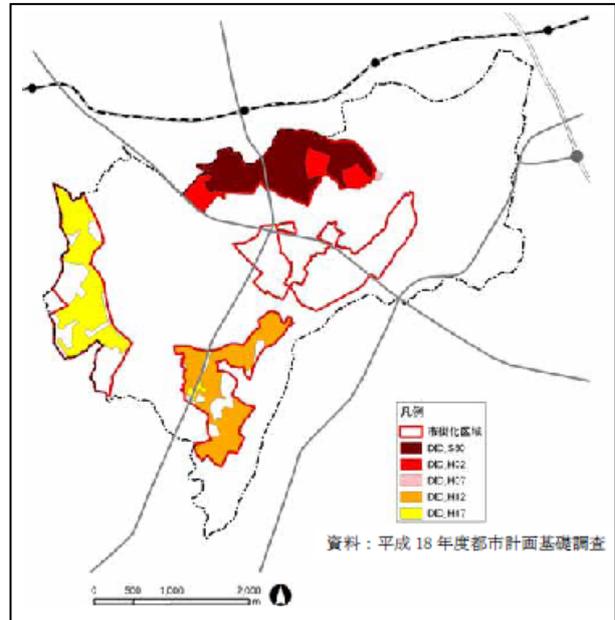


図 2-16 DID 変遷図

資料：都市計画マスタープランから抜粋

#### (5) 転出入状況

平成 22 年の転出入状況は、転入者数が転出者数を上回っている。転出先、転入元ともに名古屋市が最も多く、その他、日進市、豊田市、みよし市、豊明市などの周辺自治体が上位を占めている。

5 歳階級別の転出入状況を見ると、15～19 歳、55～59 歳以外の階級は転入者数が転出者数を上回っている。また、20 代後半から 30 代の転入者が多く、結婚や子育てなどのライフステージの変化に伴う転入が多いといえる。

表 2-5 転出入状況 (平成 22 年)

	転 入			転 出	
	(人)	(%)		(人)	(%)
総数	6,721	100.0%	総数	5,036	100.0%
県内	5,135	76.4%	県内	3,922	77.9%
名古屋市	1,758	26.2%	名古屋市	1,220	24.2%
豊田市	852	12.7%	日進市	777	15.4%
日進市	663	9.9%	みよし市	373	7.4%
みよし市	491	7.3%	豊田市	323	6.4%
豊明市	247	3.7%	豊明市	183	3.6%
刈谷市	182	2.7%	長久手町	119	2.4%
他県	1,172	17.4%	他県	1,114	22.1%
国外	414	6.2%	国外	—	—

※県内は100人以上を掲載

資料：平成 22 年国勢調査

表 2-6 5 歳階級別転出入状況（平成 22 年）

	①転入	②転出	①／②
	(人)	(人)	
総数(年齢)	6,721	5,036	133.5%
0～4歳	329	227	144.9%
5～9歳	480	410	117.1%
10～14歳	173	171	101.2%
15～19歳	126	140	90.0%
20～24歳	454	323	140.6%
25～29歳	1,055	621	169.9%
30～34歳	1,361	951	143.1%
35～39歳	1,016	806	126.1%
40～44歳	469	396	118.4%
45～49歳	248	180	137.8%
50～54歳	179	123	145.5%
55～59歳	145	152	95.4%
60～64歳	178	177	100.6%
65～69歳	139	135	103.0%
70～74歳	100	73	137.0%
75～79歳	75	60	125.0%
80～84歳	73	38	192.1%
85歳以上	121	53	228.3%

資料：平成 22 年国勢調査

## (6) 土地利用

町全体の土地利用は、「その他」を除くと、「宅地」が約 23.4%で最も多くなっている。

市街化区域内の土地利用は、「住宅地」が 46.4%で約半数を占め、道路や公共空地などの「その他」が 32.6%、「都市的低・未利用地」13.6%と続く。「工業地」、「商業地」は、それぞれ、4.0%、3.4%で少ない状況にある。

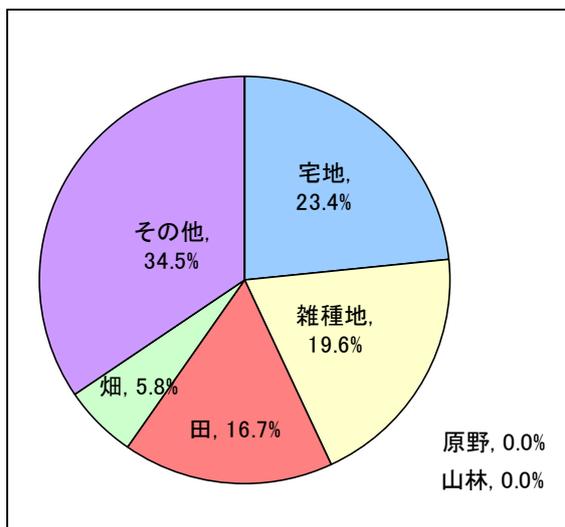


図 2-17 町全体の地目別面積の状況

資料：平成 24 年東郷町統計書

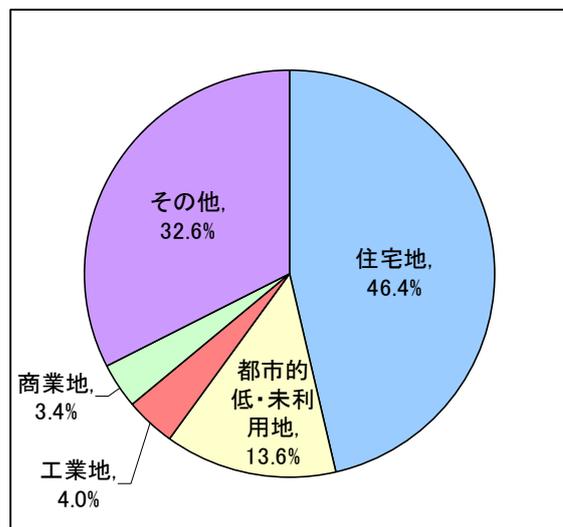


図 2-18 市街化区域内の土地利用状況

(平成 19 年)

資料：東郷町都市計画マスタープラン

※都市的低・未利用地とは、農地、山林、その他の空地（平面駐車場、資材置き場等）をさす  
 ※その他とは、公的公益用地、道路用地、公共空地（公園・緑地、広場等）等をさす

## (7) 都市計画指定状況

町全域が名古屋都市計画区域に含まれており、市街化区域が 28.6%、市街化調整区域が 71.4%となっている。

市街化区域内の用途地域としては、第一種低層住居専用地域をはじめとする住居系の土地利用が 9 割以上を占める。

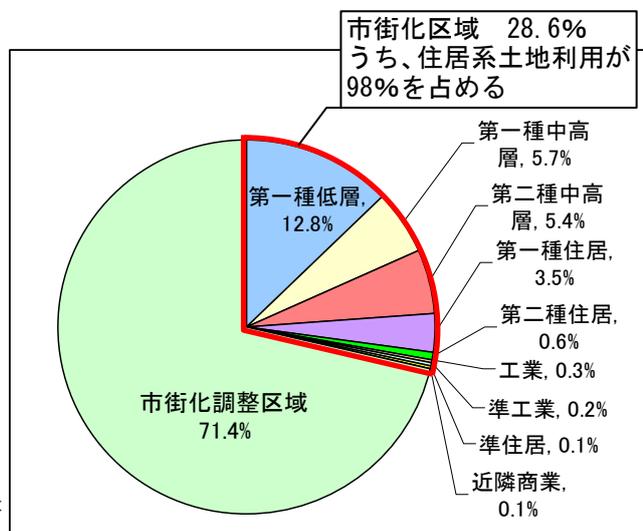


図 2-19 市街化区域内の用途地域別面積

資料：平成 24 年東郷町統計書

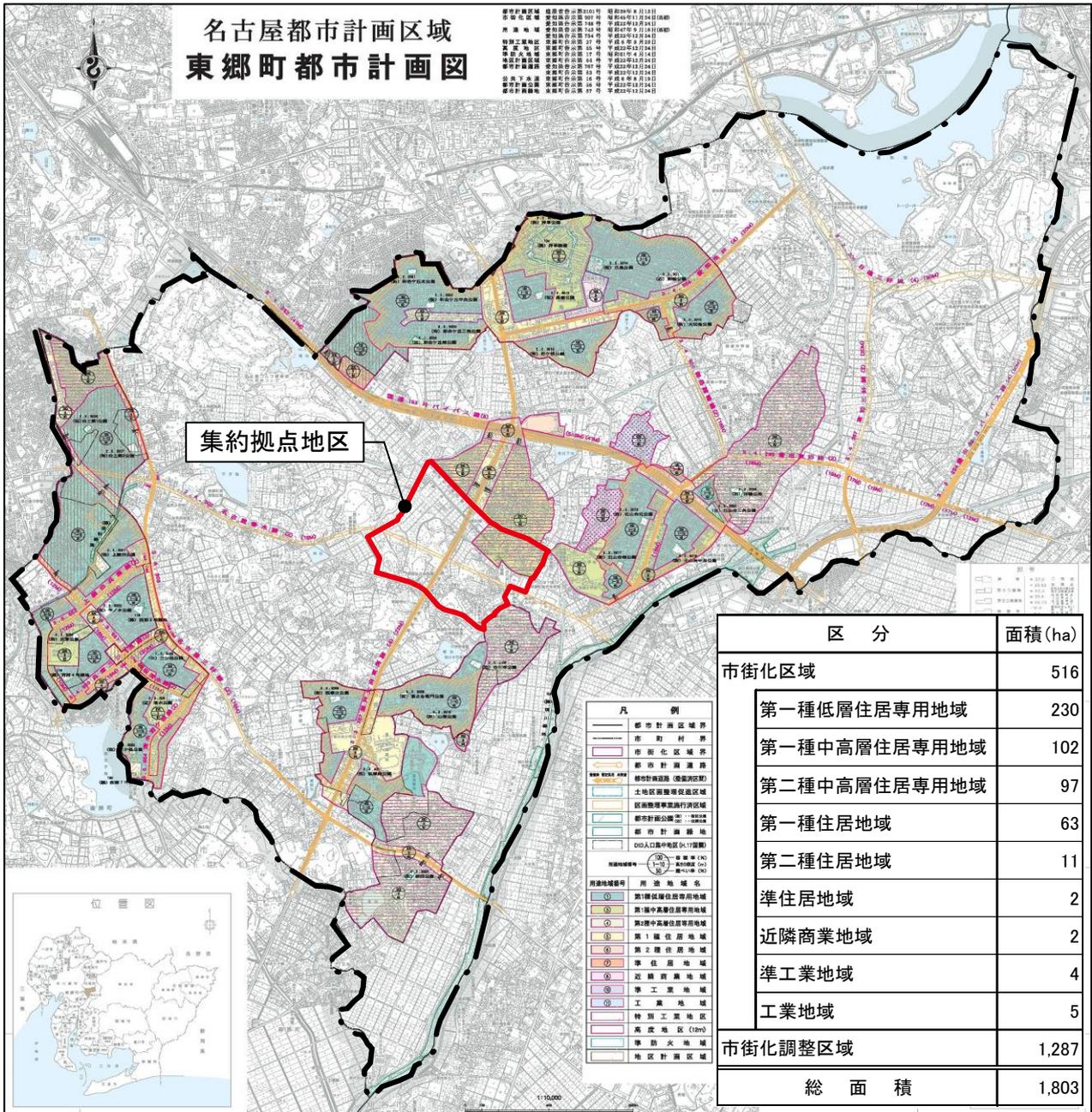


図 2-20 都市計画の指定状況図

資料：平成 22 年度都市計画図

### (8) 市街地整備状況

土地区画整理事業は、6地区、約280haが施行済みで、町域の縁辺部に位置している。また、工業団地造成事業が、町の中央部付近で整備されている。

農地転用後の土地利用としては、各年とも住宅用地が最も多く、4割程度を占めている。

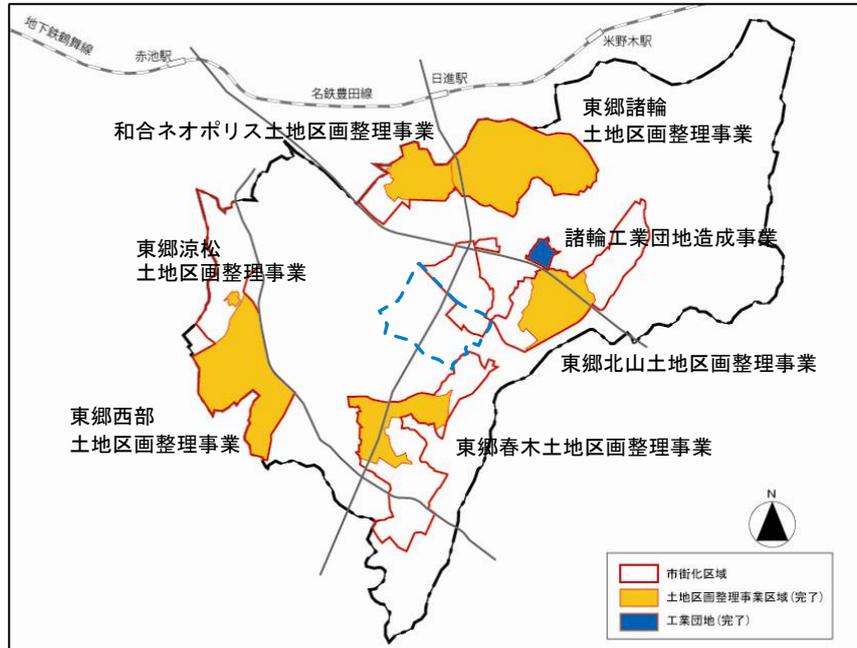


図 2-21 土地区画整理事業等位置図

表 2-7 市街地整備状況

事業名称	地区	面積 (ha)
和合ネオポリス土地区画整理事業	和合ヶ丘	29.9
東郷諸輪土地区画整理事業	白鳥、御岳	94.0
東郷春木土地区画整理事業	春木台	38.4
東郷北山土地区画整理事業	北山台	39.4
東郷西部特定土地区画整理事業	涼松、三ツ池、兵庫、清水	78.5
東郷涼松土地区画整理事業	春木	1.6
小計		281.8
諸輪工業団地造成事業	諸輪	5.30
合計		568.9

資料：平成24年東郷町統計書

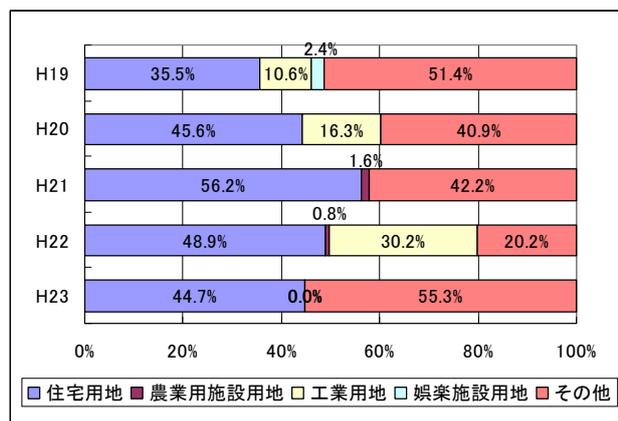


図 2-22 用途別農地転用面積  
資料：平成24年東郷町統計書

(9) 公共施設分布

小・中学校、保育園、児童館は、町全域に立地しているが、それ以外の主な公共施設は役場周辺に集積して立地している。

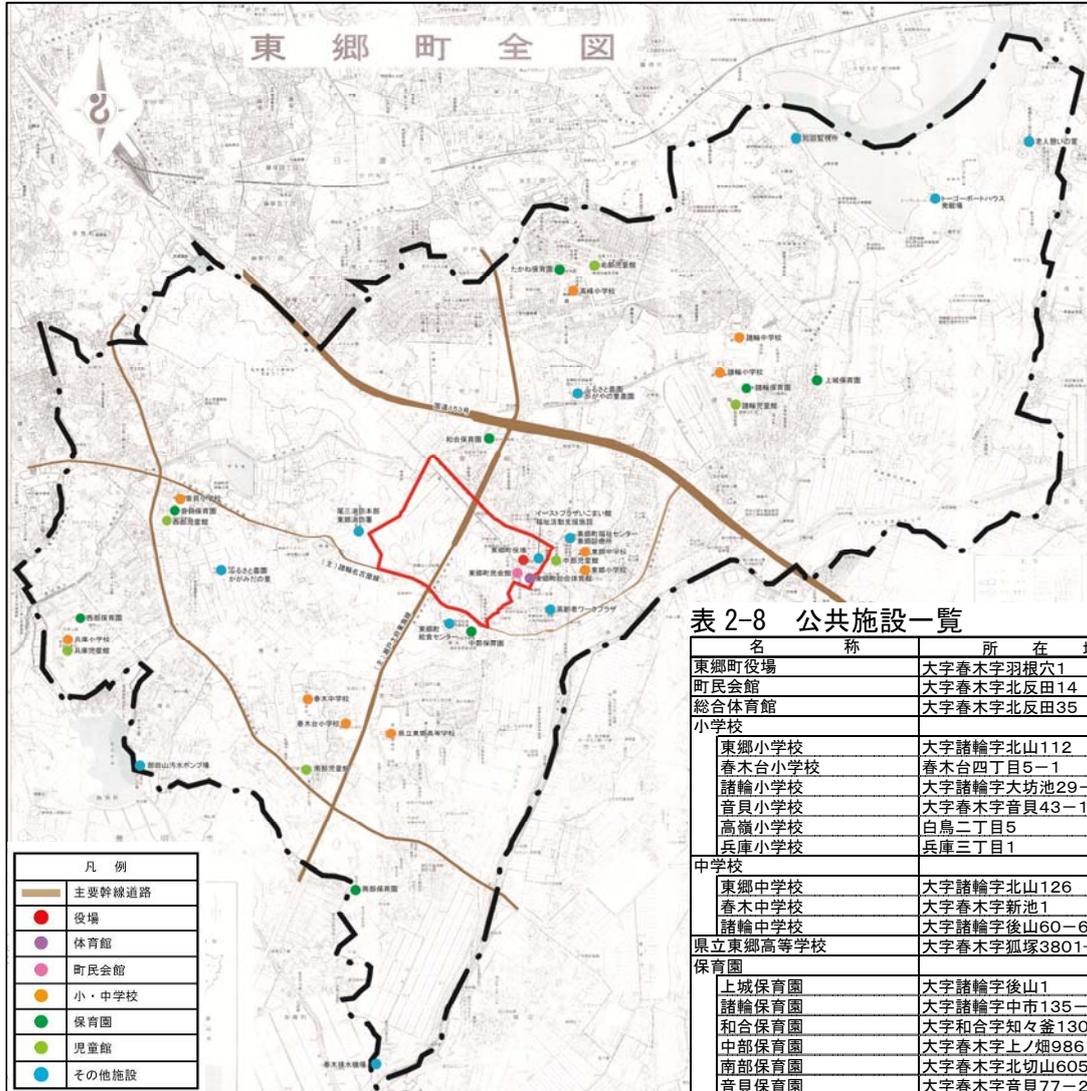


図 2-23 公共施設分布図

表 2-8 公共施設一覧

名 称	所 在 地
東郷町役場	大字春木字羽根穴1
町民会館	大字春木字北反田14
総合体育館	大字春木字北反田35
小学校	
東郷小学校	大字諸輪字北山112
春木台小学校	春木台四丁目5-1
諸輪小学校	大字諸輪字大坊池29-110
音貝小学校	大字春木字音貝43-100
高嶺小学校	白鳥二丁目5
兵庫小学校	兵庫三丁目1
中学校	
東郷中学校	大字諸輪字北山126
春木中学校	大字春木字新池1
諸輪中学校	大字諸輪字後山60-65
県立東郷高等学校	大字春木字狐塚3801-2
保育園	
上城保育園	大字諸輪字後山1
諸輪保育園	大字諸輪字中市135-14
和合保育園	大字和合字知々釜130
中部保育園	大字春木字上ノ畑986
南部保育園	大字春木字北切山6059-1
音貝保育園	大字春木字音貝77-2
たかね保育園	白鳥四丁目1-3
西部保育園	兵庫一丁目3-2
児童館	
中部児童館	大字春木字東羽根穴12
北部児童館	白鳥三丁目15
西部児童館	大字春木字音貝104
東部児童館	大字諸輪字稲場9
南部児童館	大字春木字上正葉廻間28-1
兵庫児童館	兵庫三丁目1
その他施設	
老人憩の家	大字諸輪字百々51-271
東郷町福祉センター	大字諸輪字北山158-90
東郷診療所	〃
給食センター	大字春木字蟹池15
春木排水機場	大字春木字四ツ塚163-1、
トーゴーボートハウス	大字諸輪字篠木78-89
発艇所	大字諸輪字篠木78-86
総合監視所	大字諸輪字上鉢12-68
郡田山汚水中継ポンプ場	清水四丁目9
ふるさと農園	大字春木字下鏡田地内
かがみだの里農園	〃
ふるさと農園	大字和合字北蚊谷299-1
かがやの里農園	〃 北蚊谷306-1
高齢者ワークプラザ	大字春木字申下40外
イーストプラザいこまい館	大字春木字西羽根穴
福祉活動支援施設	〃
尾三消防本部東郷消防署	大字春木字樹池16

資料：平成 24 年東郷町統計書

## (10) 産業

産業別の就業者数を見ると、第3次産業が60.9%と最も多く、第2次産業が37.9%となっており、第1次産業は1.3%と少ない状況にある。第2・3次産業ともに平成12年以降は緩やかになっているものの増加傾向が続いている。

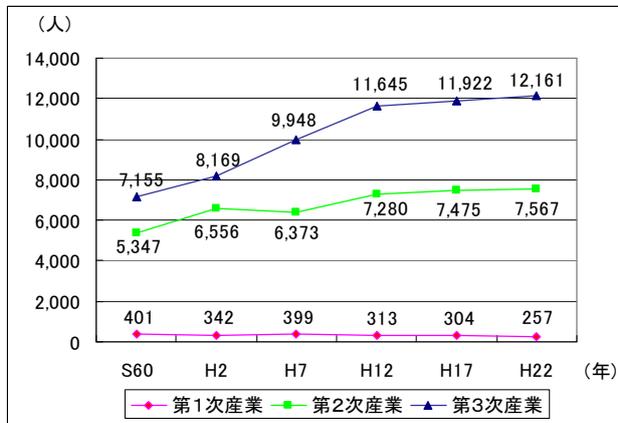


図 2-24 産業別就業者数の推移

資料：国勢調査

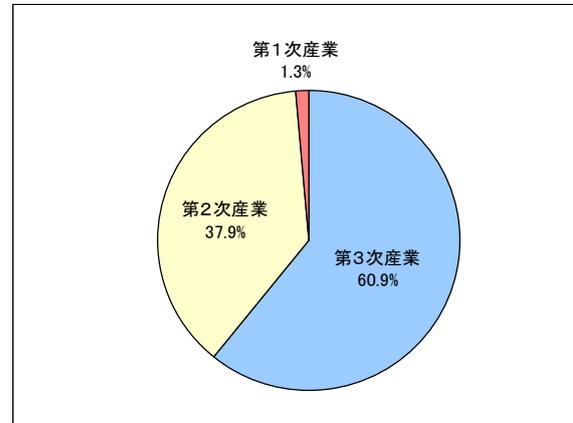


図 2-25 産業別就業者数の状況 (平成 22 年)

資料：平成 22 年国勢調査

### 1) 工業

平成 20 年から平成 21 年にかけての全国的な景気の低迷の影響で製造品出荷額、従業者数ともに落ち込んだが、平成 22 年は回復傾向にある。

周辺自治体と比較すると、みよし市を除いて同程度の規模で、県平均値を下回っており、比較的小規模な事業所が立地しているといえる。



図 2-26 事業所数、従業者数、製造品出荷額等の推移

資料：各年工業統計調査

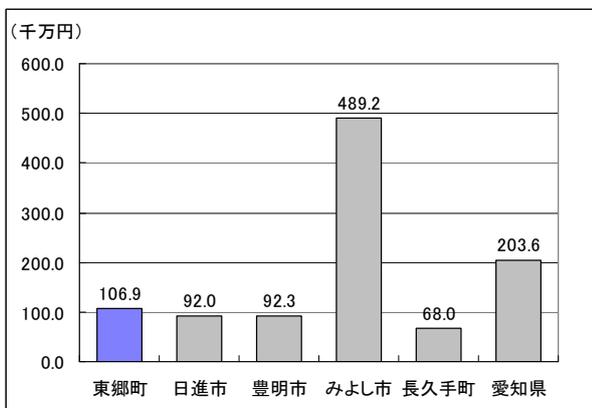


図 2-27 1事業所あたりの製造品出荷額 (平成 22 年)

資料：平成 22 年工業統計調査

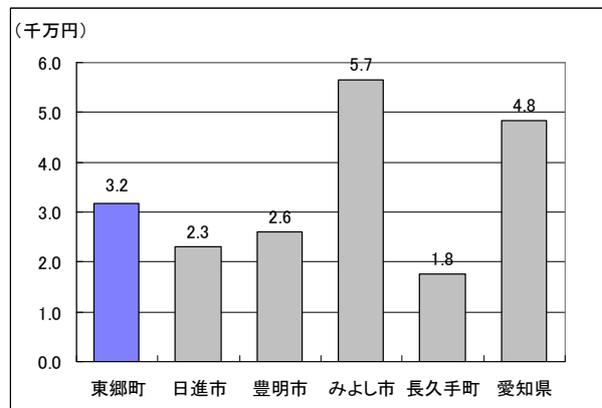


図 2-28 従業員 1 人あたりの製造品出荷額 (平成 22 年)

資料：平成 22 年工業統計調査

## 2) 商業（小売業）

平成16年から平成19年にかけて、店舗数は減少しているものの従業者数及び年間販売額は増加していることから、店舗の大型化が進んでいるといえる。

周辺自治体に比べて1店舗あたりの売り場面積は小さく、人口1人あたりの年間商品販売額も少なくなっている。

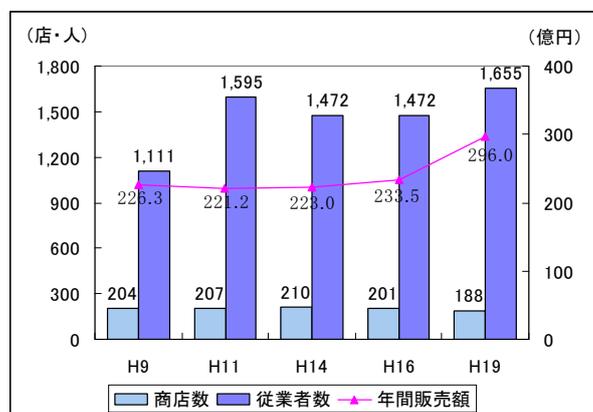


図 2-29 店舗数、従業者数、年間販売額の推移

資料：各年商業統計調査

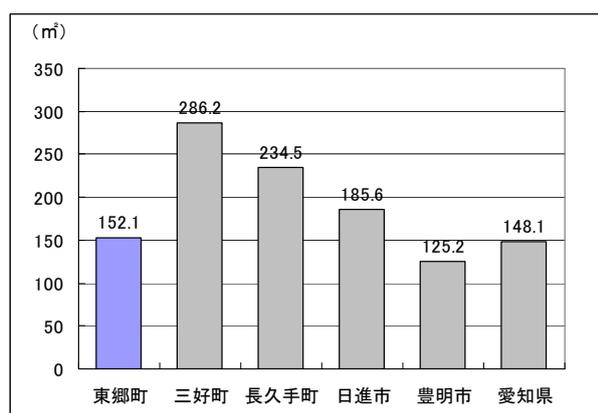


図 2-30 1店舗あたりの売場面積（平成19年）

資料：平成19年商業統計調査

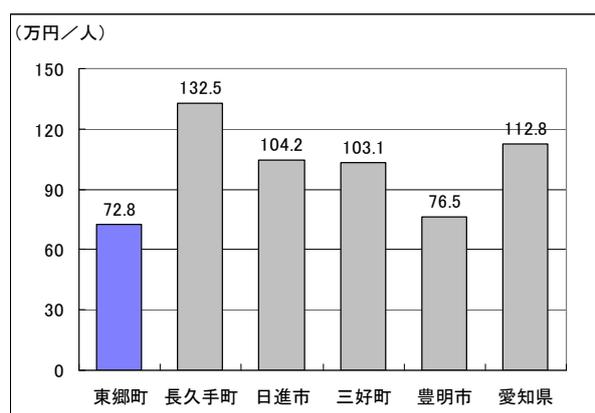


図 2-31 人口1人あたりの年間商品販売額（平成19年）

資料：平成19年商業統計調査

住民基本台帳（平成19年10月1日）